

業 務 報 告 書			
第	年度	〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕	
漁 業 協 同 組 合 又 は 水 産 加 工 業 協 同 組 合 名 所 在 地			

目 次

第1 事業概況書

I 組合の事業活動の概況に関する事項

- 1 一般的概況
- 2 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況
- 3 事業経過報告
- 4 その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

II 組合の運営組織の状況に関する事項

- 1 総会及び総代会
  - (1) 総会
  - (2) 総代会
- 2 組合員及び出資口数
  - (1) 組合員
  - (2) 出資口数
- 3 役員
  - (1) 役員の就任状況
  - (2) 本年度末現在の役員
  - (3) 本年度退任の役員
- 4 職員
- 5 組合の機構
- 6 組合員組織
- 7 施設
  - (1) 組合の施設の設置状況
  - (2) 特定信用事業代理業者数等の状況
  - (3) 共済事業の委託施設の設置状況
- 8 子会社等の状況
  - (1) 子会社等の概況
  - (2) 子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- 9 その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 注記表

- 第5 附属明細書
- 第6 キャッシュ・フロー計算書
- 第7 剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)
- 第8 部門別損益計算書
- 第9 各事業の状況
- 第10 単体自己資本比率の状況

[附表1] 財務基準等実績対照表

[附表2] 地区内漁業の概況

(注) 添付書類として、監査報告を添付すること。

(記載上の注意)

- 1 組合の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 2 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
- 3 業務報告書の各様式(「第7 剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)」を除く。)に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第1 事業概況書

第 年度  $\left( \begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$  事業概況書

I 組合の事業活動の概況に関する事項

1 一般的概況

(記載上の注意)

- 1 組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果について記載すること。
  - 2 一般経済概況、組合を取り巻く経済概況及び組合の事業のうち特記すべき事項等について、その概況を記載すること。
  - 3 当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容について記載すること。
  - 4 組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針について記載すること。
- 2 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	項 目	年 度	年 度	年 度	年 度 (当 期)
財 務	事 業 利 益				
	経 常 利 益				
	当 期 剰 余 金				
	総 資 産				
	純 資 産				

	単体自己資本比率					
信用事業	貯金					
	預け金					
	貸出金					
	有価証券	国債				
		その他				
共済事業	長期共済保有高					
	短期共済契約高					
購買事業	石油類供給高					
	資材類供給高					
販売事業	受託販売取扱高					
	買取販売高					

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」欄は、水産業協同組合法(以下「法」という。)第11条の8第1項第1号(法第96条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準に係る算式により得られる比率を記載すること。
- 2 「長期共済保有高」欄は、保障金額を記載すること。
- 3 「短期共済契約高」欄は、保障金額を記載すること。
- 4 当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 5 必要に応じ、財務・事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

### 3 事業経過報告

年 月 日	処 理 事 項

(記載上の注意)

- 1 当期における重要な事項について、時の経過に従いその概要を簡潔に記載すること。
- 2 記載事項は必ず次の事項にふれるものとする。
  - ア 総(代)会、理事会、監事会
  - イ 監事の監査、行政庁の検査、連合会の監査
  - ウ 協力組織の活動
  - エ その他の重要行事
  - オ 重要な後発事象

カ 組合員資格審査委員会

4 その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

II 組合の運営組織の状況に関する事項

1 総会及び総代会

(1) 総会

総会の種類	総会の開催年月日	開催日の現在の正組合員数	出席正組合員数				出席准組合員数	重要な議事及び議決事項
			本人	代理人	書面	合計		

(2) 総代会

(記載上の注意)

(1)の様式に準じて記載すること。

2 組合員及び出資口数

(1) 組合員

(単位：組合員数)

資格区分		異 動		前期末現在	当期増加	当 期 減 少			当期末現在
						持分全部の譲渡	資格喪失	その他	
正組合員	漁民	漁業者							
		漁業従事者							
		うち女性組合員							
	漁業生産組合								
	漁業を営む法人								
	(計)		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
准組	漁民	地区内							
		地区外							
	組合員の家族								
	施設利用者								
	常従事者	組合の事業							
		組合員の事業							
	漁業を営む法人								

合 員	加業	個人							
	工者	法人							
	遊漁船業者								
	漁業協同組合								
	漁業用無線利用者								
	(計)		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	うち女性組合員								
合 計			( )	( )	( )	( )	( )	( )	
摘要：当期の組合員資格確認日 年 月 日									
当期の組合員資格確認方法									

(記載上の注意)

「摘要」欄の「当期の組合員資格確認方法」は、具体的に記載すること。

(2) 出資口数

(単位：口)

	前期末現在	当期減少	当期増加	当期末現在
正 組 合 員				
(後配出資)	( )	( )	( )	( )
(優先出資)	( )	( )	( )	( )
准 組 合 員				
(後配出資)	( )	( )	( )	( )
(優先出資)	( )	( )	( )	( )
組合員以外からの優先出資				
処分未済持分				
計				
(後配出資)	( )	( )	( )	( )
(優先出資)	( )	( )	( )	( )

3 役員

(1) 役員の内任状況

(単位：人)

区 分	前期末現在	当期就任	当期退任	当期末現在	定款に定める役員の数
理 事	常 勤				
	非 常 勤				
	(計)	( )	( )	( )	( )
監 事					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

(2) 当期末現在の役員

役 職 名		常勤・非常勤 の別	氏 名	就任年月日	備 考
理 事	代表理事組合長				
	副組合長理事				
	専務理事				
	常務理事				
	理 事				
監 事	代 表 監 事				
	監 事				

(記載上の注意)

- 1 役職名欄には、代表権の有無も併せて記載すること。
- 2 代表理事、職員と兼職している理事、員外役員及び女性である場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 3 信用事業を担当する常勤の理事その他の信用事業を担当する理事である場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 4 重要な兼職の状況がある場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 5 経営管理委員会制度を導入している場合にあつては、適切な欄を設けて記載すること。
- 6 販売事業を行う組合にあつては、水産物の販売等に関し実践的能力を有するものとして販売事業を担当する理事について、「備考」欄に「販売担当」と記載すること。
- 7 第154条第3号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

(3) 当期退任の役員

役 職 名	常勤・非常勤の 別	氏 名	退任年月日	備 考

(注) 当期中に退任した役員役職名は退任時のものである。

(記載上の注意)

退任して、なお、役員権利義務を有する者については、「備考」欄にその旨を記載すること。

4 職員

(単位：人)

異 動 区 分	前 期 末 現 在	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末 現 在		
				男 性	女 性	合 計
参事						
会計主任						
管理部門職員						
信用部門職員						
共済部門職員						
購買部門職員						
販売部門職員						
製氷冷凍部門職員						
加工部門職員						
保管部門職員						
利用部門職員						
漁業自営部門職員						
漁場利用部門職員						
指導部門職員						
無線部門職員						
合 計						

(記載上の注意)

- 1 嘱託・常用人(年間雇用者)がいるときは、当該部門職員欄に( )で外書き表示すること。
- 2 兼職者については、事業に従事する割合で按分すること。
- 5 組合の機構

(記載上の注意)

組合の機構等を分かり易く示すこと。

- 6 組合員組織

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数

- 7 施設

(1) 組合の施設の設置状況

種 別	名 称	構造及び規模等	所 在 地	摘 要


(記載上の注意)

- 1 施設のうち主要なもののみ記載すること。
- 2 種別欄には「事務所」「倉庫」「石油タンク」「荷捌所」「製氷冷凍工場」「船舶」「機械装置」等と記載すること。
- 3 名称欄には「本所事務所」「××支所事務所」「××信用店舗」等と記載すること。
- 4 リース取引による物件がある場合には、重要なものについて記入し、「摘要」欄にはその旨を記載すること。

(2) 特定信用事業代理業者数等の状況

① 特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当事業年度末時点における当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

② 当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設・廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

③ 組合が行う銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該組合が銀行代理業等(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法(昭和28年法律第227号)第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法(昭和22



年法律第132号)第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、法第106条第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を行う場合に記載すること。

(3) 共済事業の委託施設の設置状況

① 代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共 済 代 理 店 数				

② 当期新規代理業者数

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店			

8 子会社等の状況

(1) 子会社等の概況

会社名		
代表者名		
設立年月日		
事業内容		
所在地		
施設の概要		
資本金総額		
うち組合出資額 (組合が保有する議決権の比率)		
役員数		
うち組合役員との兼務者数		
うち組合職員との兼務者数 (出向者を含む)		
職員数		
うち組合出向職員 (兼務者を含む)		
組合に対する債務額		
買 掛 金		
借 入 金		
そ の 他		
組合に対する債権額		
売 掛 金		
そ の 他		
組合との取引状況		

組合との取引による収益総額		
組合との取引による費用総額		

(記載上の注意)

子会社等(法第58条の2第2項(法第96条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、子会社(法第11条の8第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する子会社をいう。以下同じ。)、子法人等(第206条第1号に規定する子法人等であるもの(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(第206条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。)にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

(2) 子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

株主総会等で議決された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を転載又は別途添付すること。

9 その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

第2 貸借対照表

別紙様式第1号(1)又は別紙様式第2号(1)と同様とする。

第3 損益計算書

別紙様式第1号(2)又は別紙様式第2号(2)と同様とする。

第4 注記表

(記載上の注意)

以下の項目について、注記事項の欄に第5章第3節第5款に規定する事項について一覧できるように記載すること。

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬 <sup>びゅう</sup> の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	

退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等(損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができない。)に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること(連結業務報告書を作成する組合は、記載を要しない。)

第5 附属明細書

I 計算書類に関する事項

1 出資金及び準備金等の内訳

(1) 組合員資本

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金 総 額				
(うち後配出資金)	( )	( )	( )	( )
(うち優先出資金)	( )	( )	( )	( )
回 転 出 資 金				
資 本 準 備 金				
利 益 剰 余 金				
利 益 準 備 金				
そ の 他 利 益 剰 余 金				
任 意 積 立 金				
〇 〇 積 立 金				
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)				
当 期 剰 余 金 (又は当期損失金)	( )	( )	( )	( )
処 分 未 済 持 分				
合 計				
(注) (1) 出資1口金額			円	
(2) 未払込出資総額			円	
(3) 1正組合員当たり出資額			円	
(4) 後配出資金の概要			円	

目	的
劣後する内容、条件等	

(記載上の注意)

複数の後配出資がある場合には、その種類ごとに概要を記載すること。

(2) 優先出資の内訳

優先出資1口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 口

自己の優先出資の所有口数 口

区 分	出 資 者 数	割 合	出 資 口 数	割 合	発行(引 受)価額	割 合
政府及び地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金 融 機 関						
証 券 会 社						
そ の 他 の 法 人						
外 国 法 人 等 (う ち 個 人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個 人 そ の 他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

- 1 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
- 2 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
- 3 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

2 固定資産

科 目		当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 減 価 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	差 引 帳 簿 価 額
有 形 固 定 資 産	建 物							
	構 築 物							
	機 械 装 置							
	車 輛 運 搬 具							
	船 舶							
	漁 網 漁 具							
	工 具 器 具 備 品							
	リ ー ス 資 産							
	計							



系 統 外 出 資	株 式									
	そ の 他	県漁業信用基 金協会								
		県漁業共済組 合								
	計									
子 会 社 等 出 資	株 式									
	そ の 他									
		計								
合	計									

(記載上の注意)

1 外部出資に県漁連等に対する回転出資金が含まれている場合は、該当する出資先の金額欄を二段書にし、その下段に「(うち )」として回転出資金を内数で表示するとともに、次の様式により注記すること。

「(注)( )書きは回転出資金であり、内数である。」

2 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額によって記載すること。

3 重要でないものについては、一括して記載することができる。

4 引当金の内訳

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般貸倒引当金				
うち信用事業				
購買事業				
販売事業				
.....				
個別貸倒引当金				
うち信用事業				
購買事業				
販売事業				
.....				
賞与引当金				
退職給付引当金				
.....				
計				

(記載上の注意)

- 1 各種引当金について、その計上理由及び算定方法を注記すること。
  - 2 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、事業別にその内訳を表示すること。
- 5 子会社等との取引

区 分	商号又は法人名	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
子 会 社				
子会社以外の子 法人等				
関 連 法 人 等				
計				

6 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

区 分	商号又は法人 名	取引内 容	債 権			債 務		
			当期首残 高	当期末残 高	当期増減 (△)額	当期首残 高	当期末残 高	当期増減 (△)額
子 会 社								
	小 計							
子会社以外の子法 人等								
	小 計							
関連法人 等								
	小 計							
合 計								

7 預け金

種 類	当期首残高	当期預け額	当期引出額	当 期 末	
				残 高	うち系統外 残高
当 座 預 金					
普 通 預 金					
通 知 預 金					
別 段 預 金					
定 期 預 金					
うち譲渡性 預金					
合 計					

8 買入金銭債権

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
コマーシャルペーパー				
合 計				

9 金銭の信託

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

10 有価証券

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末信託現在額	額 面 金 額
国 債						
地 方 債						
政府保証債						
金 融 債						
特別法人債						
受益証券						
貸付有価証券						
合 計						

(記載上の注意)

- 令第22条第1項第2号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。
- 「(特別法人債)」欄は、令第32条第1項第3号に規定する債券について記載すること。

11 その他の信用事業資産及び負債

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
その他の信用事業資産	借入留保金			
	未決済為替貸			
	未収利息			
	前払利息			
	合 計			



その他の信用事業負債	給付補てん備金				
	貸付留保金				
	信用仮受金				
	未決済為替借				
	未払利息				
	前受利息				
	合計				

12 受取手形、経済事業未収金及び経済事業雑資産

科目又は部門		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
受取手形	購買部門				
	販売部門				
	製氷冷凍部門				
	合計				
経済事業未収金	購買未収金				
	販売未収金				
	製氷冷凍未収金				
	合計				
経済事業雑資産	販売仮渡金				
	販売立替金				
	合計				

13 棚卸資産

種類又は部門	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
繰越購買品				
繰越販売品				
繰越氷				
繰越冷凍販売品				
繰越加工品				
仕掛品				

繰越 原材料	冷凍冷蔵部門				
	加工部門				
	漁業自営部門				
	(計)	( )	( )	( )	( )
貯蔵 品	管理部門				
	信用部門				
	(計)	( )	( )	( )	( )
合計					

14 その他の流動資産

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
未収金				
立替金				
仮払金				
未収収益				
前払費用				
合計				

15 その他の固定資産

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
漁港負担金				
差入保証金				
合計				

16 繰延資産

科目	当期首残高	当期増加額	当期償却額	当期末残高
繰延資産				
合計				

17 支払手形、経済事業未払金、経済事業雑負債及び賦課金仮受金

科目又は部門	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
支払手形	購買部門			
	販売部門			
	製氷冷凍部門			
	合計			

経済事業未払金	購買未払金				
	販売未払金				
	製氷冷凍未払金				
	合計				
経済事業雑負債	購買前受金				
	販売仮受金				
	合計				
賦課金仮受金	指導事業賦課金 仮受金				
	無線賦課金 仮受金				
	合計				

18 短期借入金及び長期借入金(信用事業及び共済事業以外のもの)

(1) 借入先別明細書

借入先		当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
短期借入金	県信漁連				
	農林中金				
	(小計)	( )	( )	( )	( )
長期借入金	県信漁連				
	農林中金				
	株式会社日本 政策金融公庫				
	(小計)	( )	( )	( )	( )
合計					

(2) 用途別明細

用途別		当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
短期借入金	購買事業運転資金				
	販売事業運転資金				
	(小計)	( )	( )	( )	( )
長期借入金	購買事業設備資金				
	販売事業設備資金				
	(小計)	( )	( )	( )	( )
合計					

19 その他の流動負債

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
共済保険仮受金				
未払金				
仮受金				
未払費用				
前受収益				
合 計				

20 事業管理費

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	(1) 役 員 報 酬	××××
	(2) 給 料 手 当	×××
	賞与引当金戻入 (控除)	<u>(-)×××</u> ××××
	(3) 賞与引当金繰入	××××
	(4) 法 定 福 利 費	××××
	(5) 厚 生 費	××××
	(6) 退 職 給 付 費 用	××××
旅 費 交 通 費		×××××
業 務 費	(1) 会 議 費	××××
	(2) 接 待 交 際 費	××××
	(3) 広 告 宣 伝 費	××××
	(4) 通 信 費	××××
	(5) 印 刷 消 耗 品 費	××××
	(6) 図 書 研 修 費	××××
	(7) 事 務 委 託 費	××××
諸 税 負 担 金	(1) 租 税 公 課	××××
	(2) 支 払 賦 課 金	××××
	(3) 負 担 金	××××
施 設 費	(1) 保 守 修 繕 費	××××
	(2) 保 險 料	××××
	(3) 水 道 光 熱 費	××××
	(4) 賃 借 料	××××
	(5) 消 耗 備 品 費	××××
	(6) 車 輛 経 費	××××
	(7) 施 設 管 理 費	××××
減 価 償 却 費		×××××

雑費		×××××
合計		×××××

21 諸引当金等繰入額及び戻入額

科目	当期繰入額	当期戻入額
貸倒引当金		
遭難救助引当金		
特別修繕引当金		
.....		
合計		

II 事業概況書に関する事項

1 役員等との取引の明細(当期末現在)

役職名 及び 氏名	取引 内容	当期 取引額	債 権			債 務		
			当期首 残高	当期末 残高	当期 増減高	当期首 残高	当期末 残高	当期 増減高
	計							
	計							
	合計							

(記載上の注意)

- 1 経営管理委員会、理事又は監事との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で組合と経営管理委員会、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。
- 2 総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金の額を超えないものに限る。)、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。
- 3 債務保証を行っている場合は、債権の欄に見返額を記載すること。
- 4 重要な増減がある場合には、その理由を注記すること。

2 役員に対する報酬

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれの金額を記載すること。

3 役員等の兼職兼業の状況(当期末現在)

区 分		氏 名	兼職先名又は兼 業事業名	兼職等先での役 職名
役 職 名	常勤・非常勤の別			

--	--	--	--	--

(記載上の注意)

他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んでいる役員(信用事業実施組合を代表する理事、経営管理委員を置く組合の理事並びに組合の常務に従事する役員(経営管理委員を除く。))に限る。)及び参事の氏名について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職先又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載すること。

第6 キャッシュ・フロー計算書

第 年度 ( 年 月 日から ) キャッシュ・フロー計算書  
( 年 月 日まで )

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

科	目	金 額
1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
(1)	信用事業活動によるキャッシュ・フロー	
	貸出金回収による収入	
	預け金払出による収入	
	貯金払出による支出	
	借入れによる収入	
	貸出金利息収入	
	貯金利息支出	
	.....	
(2)	共済事業活動によるキャッシュ・フロー	
	共済資金による収入	
	共済資金による支出	
	共済貸付金利息収入	
	共済借入金利息支出	
	.....	
(3)	経済事業活動によるキャッシュ・フロー	
	購買事業収入	
	販売事業収入	
	購買品等の仕入れによる支出	
	.....	
(4)	その他のキャッシュ・フロー	
	人件費及び業務費の支出	
	事業分量配当金の支払額	
	.....	
	小 計	
	受取利息及び出資配当金の受取額	
	支払利息の支払額	

法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
外部出資の売却等による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	
長期借入金の返済による支出	
出資の増額による収入	
出資の払戻しによる支出	
回転出資金の受入による収入	
回転出資金の払戻しによる支出	
持分の取得による支出	
出資配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：千円)

科	目	金	額
1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税引前当期利益(又は税引前当期損失)		
	減価償却費		
	減損損失		
	貸倒引当金の増減額(△は減少)		
	賞与引当金の増減額(△は減少)		
	退職給付引当金の増減額(△は減少)		
	その他引当金等の増減額(△は減少)		
	信用事業資金運用収益		

信用事業資金調達費用 共済貸付金利息 共済借入金利息 受取利息及び受取出資配当金 支払利息 有価証券関係損益(△は益) 固定資産売却損益(△は益) 外部出資関係損益(△は益) . . . . . (信用事業活動による資産及び負債の増減) 貸出金の純増減(△は純増) 預け金の純増減(△は純増) 貯金の純増減(△は純減) 信用事業借入金の純増減(△は純減) . . . . . (共済事業活動による資産及び負債の増減) 共済貸付金の純増減(△は純増) 共済借入金の純増減(△は純減) 共済資金の純増減(△は純減) . . . . . (経済事業活動による資産及び負債の増減) 受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は純増) 経済事業雑資産の純増減(△は純増) 棚卸資産の純増減(△は純増) 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は純減) 経済事業雑負債の純増減(△は純減) . . . . . (その他の資産及び負債の増減) . . . . . 信用事業資金運用による収入 信用事業資金調達による支出 共済貸付金利息による収入 共済借入金利息による支出 事業分量配当金の支払額 . . . . .	
小	計
受取利息及び出資配当金の受取額 支払利息の支払額 . . . . . 法人税等の支払額	



事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 固定資産の取得による支出 固定資産の売却による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 .....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出 回転出資金の受入による収入 回転出資金の払戻しによる支出 持分の取得による支出 出資配当金の支払額 .....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。
- 2 法令等に基づき、又は組合のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。
- 4 現金及び現金同等物の範囲について、欄外に記載すること。

第7 剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)

第 年度 剰余金処分計算書

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	×××××

2	任意積立金取崩額(目的外)		×××××
	○○積立金取崩額		
3	剰余金処分額		×××××
(1)	利益準備金	××××	
(2)	任意積立金	××××	
	うち目的積立金	×××	
(3)	出資配当金	××××	
(4)	事業分量配当金	××××	
4	次期繰越剰余金		×××

(注)1 出資配当は年 %の割合である。

2 事業分量配当の算定基準は次のとおりである。

- (1) 貯金利息の % 円  
(2) 販売取扱高の % 円  
(3) 購買供給高の % 円

3 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりである。

4 次期繰越剰余金に含まれる、法第55条第7項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、○○○円である。

#### 第 年度 損失金処理計算書

科	目	金	額
1	当期末処理損失金		×××××
2	損失金処理額		×××××
(1)	任意積立金取崩額	××××	
(2)	利益準備金取崩額	××××	
(3)	資本準備金取崩額	××××	
(4)	回転出資金取崩額	××××	
3	次期繰越損失金		×××

#### 第8 部門別損益計算書

別紙様式第1号(3)と同様とする。ただし、次の事項を付記すること。

##### 1 予算統制の状況

(単位：千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後予算額c	決算額d	差引(c-d)
指導事業	収入a				
	支出b				
	差引(a-b)				

##### 2 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分	信 用 事 業	購 買 事 業	販 売 事 業	共 済 事 業	〇〇	そ の 他	指 導 事 業
経常利益a (=⑬)							
減価償却費b (=⑤-⑦)							
共通管理費等c (=⑥-⑩+⑫)							
専属事業損益 a+b+c							

第9 各事業の状況

(注) 各事業の諸表については、消費税抜き(又は、消費税込み)である。

1 信用事業

(1) 貯金

種 類		当期首残高	当期受入額	当期払戻額	当期末残高
要 求 払 貯 金	当座貯金				
	普通貯金				
	貯蓄貯金				
	通知貯金				
	別段貯金				
	(計)	( )	( )	( )	( )
定 期 性 貯 金	定期貯金				
	(計)	( )	( )	( )	( )
定期積金					
合 計					
預 り 先 別 明 細	組 合 員				
	員 外	地方公共団体			
		金融機関			
		その他			
	合 計				

(注) 預り先別明細の組合員には組合員と世帯を同じくする者の貯金も含む。

(2) 貸出金

種 類	当期首 残 高	当 期 貸付額	当 期 回収額	当期末 残 高	当期末残高のうち		
					貯金担保 貸付額	基金協会 保証付	
短期	手形貸付金						
	当座貸越						
	(計)	( )	( )	( )	( )	( )	
長期	証書貸付金						
	うち 制度資金貸付	漁業近代化資金					
		株式会社日本政策金融 公庫資金					
		(計)	( )	( )	( )	( )	( )
合 計							
うち 員外貸付	地方公共団体						
	金融機関						
	その他						
	(計)	( )	( )	( )	( )	( )	

(記載上の注意)

- 1 「制度資金貸付」欄には、国、都道府県及び市町村の制度資金による貸付けのすべてを記載すること。
- 2 「基金協会保証付」欄には、漁協が中小漁業融資保証法上の金融機関として基金協会保証付きで貸し出したものの年度末残高を記載すること。

(3) 借入金

区 分	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
短期	手形借入金			
	当座借越			
	(計)	( )	( )	( )
証書借入金				
合 計				
借入	県信漁連			
	農林中央金庫			

先別	株式会社日本政策金融 公庫				
	合 計				

(4) 商品有価証券等

種 類 別	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商 品 国 債				
商 品 地 方 債				
商品政府保証債				
計				

(5) 国債等の売買の媒介等業務実績

	前期取扱実績	当期取扱実績	増 減 額
国 債			
計			

(6) 国債等の窓口販売業務実績

種 類 別	窓口販売業務実績			引 受 実 績		
	前期販売実績	当期販売実績	増減額	前期引受実績	当期引受実績	増減額
国 債						
計						

(7) 内国為替

種 類	仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金				
振 込				
代 金 取 立				
合 計				

(8) 外国為替業務

通 貨 別	仕 向 為 替				被 仕 向 為 替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
円 貨 建								
外 貨 建								
合 計								

(9) 両替

(単位：ドル)

	前期取扱実績	当期取扱実績	増減額
売却額			
買入額			
計			

(10) 債務保証

区 分	組 合 員		組合員以外	
	件 数	金 額	件 数	金 額
金融機関等の業務の代理に付随して行う保証				
国税若しくは地方税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行う保証				
貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
その他の保証				
合 計				

2 共済事業

(1) 長期共済

① 新規契約及び保有高

種 類	当期首保有高		当期新規契約高		当期末保有高	
	件 数	共済金額	件 数	共済金額	件 数	共済金額
普通厚生共済						
生活総合共済						
合 計						
漁業者老齢福祉共済						

(記載上の注意)

- 1 共済金額欄は、保障額で表示すること。
- 2 漁業者老齢福祉共済の件数欄は加入員数、共済金額欄は基本年金額(年金開始後にあっては年金年額)で表示すること。

② 支払共済金

種 類	満 期		そ の 他		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
普通厚生共済						
生活総合共済						



生活物資						
合 計						

(2) 受託購買

品 目		当期供給高		受入手数料		
		供給高合計	うち系統利用高	手数料率	金 額	
漁業類	石	A重油			%	
		軽油				
		ガソリン				
	油	灯油				
		潤滑油				
		その他石油類				
	(計)	( )	( )	( )	( )	
用資材類	資材	漁網綱類				
		舶用機器類				
		一般機器類				
		染塗料				
		ゴム製品				
		餌飼料				
		魚箱類				
		包装資材				
		その他漁業資材				
		(計)	( )	( )	( )	( )
生活物資						
合 計						

4 販売事業

(1) 受託販売

品 目		当期取扱高				受入手数料	
		取扱高合計		うち系統利用高		手数料率	金 額
		数 量	金 額	数 量	金 額		
生鮮魚貝藻類	鮮魚類					%	
	貝類						
	海藻類						
	その他						
	(計)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
水産	冷凍品						
	海藻類						





合 計										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 製氷能力日産 トン 貯氷能力 トン

(2) 冷凍冷蔵

区 分	入 出 庫 明 細				冷凍保管料	倉荷証券発行高	
	当期首繰越	当期入庫	当期出庫	当期末在庫		件数	発行累計額
自家製品							
受託製品							
合 計							

(注) 冷蔵庫の規模 凍結日産 トン 冷蔵 トン

(3) 冷凍販売

① 受託冷凍販売

品 目	当 期 取 扱 高		受 入 手 数 料	
	数 量	金 額	手数料率	金 額
			%	
合 計				

(記載上の注意)

品目はイカ類、サバ類など大分類で記載すること。

② 買取冷凍販売

品 目	当期首繰越高		当期製造及び仕入高		当期末棚卸高		当期販売原価		当期販売高	
	(A)		(B)		(C)		((A)+(B)-(C))			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
合 計										

(注) 当期製造及び仕入高のうち、当期仕入高〇〇〇〇円が含まれている。

(記載上の注意)

品目はイカ類、サバ類など大分類で記載すること。

6 加工事業

(1) 加工販売

品目	当期首繰越高 (A)		当期製造原価 (B)		当期末棚卸高 (C)		当期販売原価 ((A) + (B) - (C))		当期販売高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
合計										

(2) 受託加工

品目	数量	受入加工料
合計		

7 保管事業

入出庫

品目	入出庫明細				受入保管料	倉荷証券発行高	
	当期首繰越	当期入庫	当期出庫	当期末在庫		件数	発行累計額
合計							

(注) 倉庫の規模 平方メートル

8 利用事業

利用施設

区分	受入利用料	備考

上架施設		
漁具倉庫		
合 計		

(記載上の注意)

備考欄には施設の規模を記載すること。

## 9 漁業自営事業

### (1) 漁獲高

漁業種類	規 模	漁 獲 高	
		数 量	金 額
		トン	
合 計			

(記載上の注意)

規模欄には統数、隻数、トン数等を記載すること。

### (2) 自営販売

漁業種類	当期首繰越 高 (A)		当期生産原 価 (B)		当期末棚卸 高 (C)		当期販売原 価 (A) + (B) - (C)		当期販売高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
合 計										

(記載上の注意)

共同経営の場合は、別に決算書を添付すること。

## 10 漁場利用事業

### 運営状況

区 分	規 模	利用者数	受入漁場利用料
遊漁船業			
海釣り施設の運営			
潮干狩り場の運営			


(記載上の注意)

- 1 行う事業について記載すること。
- 2 遊漁船業の規模欄には、使用漁船の総トン数等を記載すること。
- 3 海釣り施設の運営の規模欄には、施設の総面積を記載すること。
- 4 潮干狩り場の運営の規模欄には、あさり等の総放流量を記載すること。
- 5 上記以外の漁場利用事業を行う組合にあつては、上記の様式に準じて記載すること。

11 指導事業

(1) 指導事業収支

( 年 月 日から 年 月 日まで)

科 目		予 算 額	決 算 額	差 引 増 減
収 入	(1) 指導事業賦課金			
	(一) 賦課金仮受金			
	(2) 繰入教育情報資金			
	(3) 受入漁業料			
	(4) 保全活動負担金			
	(5) 漁場管理等受入金			
	(6) 指導事業補助金			
	(7) 指導事業助成金			
	(8) 共済保険手数料			
	(9) 指導事業雑収入			
	(収入合計)	( )	( )	( )
支 出	(1) 教育情報費			
	(2) 繁殖保護費			
	(3) 漁場管理費			
	(4) 資源管理費			
	(5) 保全活動費			
	(6) 営漁指導費			
	(7) 遭難救助費			
	(8) 生活改善費			
	(9) 共済保険費			
	(支出合計)	( )	( )	( )
差 引 額				

(注) 指導事業賦課金のうち前期からの繰越額は〇〇〇〇円である。

(記載上の注意)

- 1 「保全活動負担金」欄には、漁業法(昭和24年法律第267号)第109条第1項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第8項に規定する保全活動(以下「漁業法に

基づく保全活動」という。)に係る同法第111条第2項第8号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

2 「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理(繁殖保護及び資源管理を含む。)に係る組合員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち資源管理及び繁殖保護を目的とするものを記載すること。

3 「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。

(2) 指導事業附表

附表1 漁業共済

種 類	当 期 契 約 高		支 払 共 済 金	
	件 数	共 済 金 額	件 数	金 額
漁協(自営)の契約	漁獲共済			
	養殖共済			
	特定養殖共済			
	漁業施設共済			
	地域共済			
	小 計			
組合員の契約	漁獲共済			
	養殖共済			
	特定養殖共済			
	漁業施設共済			
	地域共済			
	小 計			
合 計				

附表2 漁船保険

種 類	当 期 契 約 高		支 払 保 険 金	
	隻 数	金 額	隻 数	金 額

12 無線事業収入及び支出

( 年 月 日から 月 日 まで)

収 入		支 出	
内 訳 科 目	金 額	内 訳 科 目	金 額
1 当期首繰越金	(±)	1 無線事業支出	

2 無線事業収入		(1)無線材料費	
(1)無線賦課金		(2)無線労務費	
(一)賦課金仮受金	(一)	(3)無線経費	
(2)無線利用料		2 無線事業管理費	
(3)無線受入寄付金		3 無線事業支払利息	
(4)無線補助金		4 次期繰越金	(±)
(5)無線雑収益			
3 無線事業受取利息			
合 計		合 計	

(注) 無線賦課金のうち当期首における前期からの繰越分は〇〇〇〇円である。

第10 単体自己資本比率の状況

第 年度( 年 月 日現在)単体自己資本比率の状況

(単位：千円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
	経 過 措 置 に よ る 不 算 入 額		経 過 措 置 に よ る 不 算 入 額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置				

によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				



自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	%		%	

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の8第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の8第1項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率(附表1)資産(オン・バランス)項目のリスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	当 期 末				前 期 末			
		リスク・ウェイトの加重 平均値 (%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの加重 平均値 (%)	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
A (=D/B)	B	C	D	A' (=D'/B')	B'	C'	D'		
1 現金	0								
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100								
4 国際決済銀行等向け	0								
5 我が国の地方公共団体向け	0								
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100								
7 国際開発銀行向け	0~100								
8 地方公共団体金融機構向け	10~20								
9 我が国の政府関係機関向け	10~20								
10 地方三公社向け	20								
11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100								
12 法人等向け	20~100								
13 中小企業等向け及び個人向け	75								

14	抵当権付住宅ローン	35							
15	不動産取得等事業向け	100							
16	三月以上延滞等	50～150							
17	取立未済手形	20							
18	信用保証協会等による保証付	0～10							
19	株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付	10							
20	共済規程貸付	0							
21	出資等	100～1250							
	(うち出資等のエクスポージャー)	100							
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250							
22	上記以外	100～250							
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250							
	(うち農林中央金庫、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	250							

(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250								
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250								
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	150								
(うち右記以外のエクスポージャー)	100								
23 証券化	—								
(うちSTC要件適用分)	—								
(うち非STC要件適用分)	—								
24 再証券化	—								
25 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—								
26 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—								

27 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—								
合計(信用リスク・アセットの額)	—								

(注)

- 「12 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況： (利用していない=0、利用している=1)
- 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法： (用いない=0、簡便手法=1、包括的手法=2)  
上記において包括的手法(=2)を使用する場合のボラティリティ調整率の種類： (標準的ボラティリティ調整率=1、自組合推計ボラティリティ調整率=2)
- 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法： (エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合=0、用いる場合=1)

(記載上の注意)

- 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
- 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する(保証人等の項目としては記載しない。)
- ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト(原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算)を記載する。
- 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する(除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。)
- 「11 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 「12 法人等向け」には、「13 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。
- 「13 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。
- 「16 三月以上延滞等」には、三月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

- 11 「18 信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
- 12 「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「1 現金」から「21 出資等」までの項目並びに「22 上記以外」の項目のうち「(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)」、「(うち農林中央金庫、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)」、「(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)」、「(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)」及び「(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。
- 13 「23 証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「非STC要件適用分」は適格STC不適用となったエクスポージャーを対象とする。
- 14 「25 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。
- 15 「26 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。
- 16 「27 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)」には、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)を記載する。
- 17 遡及適用又は誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率(付表2)オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	掛 目 (%)	当 期 末		前 期 末	
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	
		簿価又は想定元本額	与信相当額	簿価又は想定元本額	与信相当額
1 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0				
2 原契約期間が1年以下のコミットメント	20				
3 短期の貿易関連偶発債務	20				
4 特定の取引に係る偶発債務	50				
(うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	50				

5	NIF又はRUF	50 <75>					
6	原契約期間が1年超のコミットメント	50					
7	信用供与に直接的に代替する偶発債務	100					
	(うち借入金の保証)	100					
	(うち有価証券の保証)	100					
	(うち手形引受)	100					
	(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	100					
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100					
8	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—					
	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100					
	控除額(△)	—					
9	先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100					
10	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100					
11	派生商品取引及び長期決済期間取引	—					
	カレント・エクスポージャー方式	—					
	派生商品取引	—					
	外為関連取引	—					
	金利関連取引	—					
	金関連取引	—					
	株式関連取引	—					
	貴金属(金を除く。)関連取引	—					
	その他のコモディティ関連取引	—					
	クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—					
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—					
	長期決済期間取引	—					

SA-CCR	—						
派生商品取引	—						
長期決済期間取引	—						
期待エクスポージャー方式	—						
12 未決済取引	—						
13 証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100						
14 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—						
合 計	—						

(記載上の注意)

- 「4」及び「7」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年3月31日前において当該組合の締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年3月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。
- 「8」内書き「控除額(△)」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の8%に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を8%で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産(オン・バランス)項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。
- 遡及適用又は誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率(付表3)オペレーショナル・リスク相当額算出表

(単位：千円)

掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近1年間		左記の前1年間		左記の前1年間	
		粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)	粗利益 (掛目前)	粗利益 (掛目後)
15%							

(記載上の注意)

- 「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する(零の記載又は記載の省略はしない。)
- オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益(掛目後)」の直近3年間の平均値である。なお、「粗利益(掛目後)」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益(掛目後)」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。



[附表1] 財務基準実績対照表等

(1) 財務基準等実績対照表

(令和 年 月 日現在)

条件	基準事項	実績	対比
自己資本基準 (施行令第十九条)	1 自己資本	出資金	××××
		期限付優先出資	△××××
		回転出資金	××××
		資本準備金	××××
		利益準備金	××××
		特別準備金	××××
		任意積立金	××××
		繰越剰余金	××××
		当期剰余金	××××
		処分未済持分	△××××
		外部流出予定額	△××××
		その他有価証券の評 価差損	△××××
		営業権相当額	△××××
		企業結合により計上 される無形固定資産 相当額	△××××
		証券化取引により増 加した自己資本に相 当する額	△××××
		(計)	××××
	2 固定資産	減価償却資産	××××
		うち資産除去債務 相当資産	△××××
		減価償却累計額	△××××
		土地	××××
		建設仮勘定	××××
		無形固定資産	××××
		うち資産除去債務 相当資産	△××××
		外部出資	××××
		うち農林水産大臣 指定外部出資	△××××
		うちその他有価証 券評価差益(時価の ある外部出資に係 るもの)	△××××
		(計)	
3 固定資産取得借入金	固定資産取得借入金	××××	
4 リース債務	リース債務	××××	

	5 再評価差額	再評価差額	××××	
	[基準]	[実績]		
	$1 \geq 2 - (3 + 4 + 5)$	1 2 3 ×××× - (×××× - (×××× 4 5 +××××+××××))		±××××
資金運用基準 (施行令第二十条)	1 信用事業資金の内部運用	信用事業負債 (期末)	××××	
		信用事業資産 (期末)	△××××	
		外部出資(信漁連、農 林中央金庫又は漁業 信用基金協会に係る ものに限る。)	△××××	
		(計)	××××	
	2 自己資本	上記自己資本基準1の 額	××××	
	[基準]	[実績]		
	$1 \leq 2$	2 1 ×××× - ××××		±××××
払戻準備金基準 (施行令第二十一条)	1 貯金及び定期積金	貯金及び定期積金	××××	
	2 払戻準備額	預け金	××××	
		コール・ローン	××××	
		(計)	××××	
	[基準]	[実績]		
	$2 \geq 1 \times \frac{20}{100}$	2 1 ××××× - ×××× × $\frac{20}{100}$		±××××
余裕金運用基準 施行令 (第二十二条)	1 特別法人債の取得	特別法人債	××××	
	2 受益証券の取得	受益証券	××××	
	3 金銭信託	金銭信託	××××	
	4 金銭債権の取得	買入金銭債権	××××	
	5 短期社債等の取得	短期社債等	××××	
	6 株式の取得	株式	××××	
	7 社債及び外国証券の取得	社債及び外国証券	××××	
	8 金銭の信託	金銭の信託	××××	
	9 貯金及び定期積金	貯金及び定期積金	××××	
	[基準]	[実績]		
		9 (1~8の和)		

$9 \times \frac{15}{100} \geq (1 \sim 8 \text{の和})$	$\times \times \times \times \times \times \frac{15}{100} - \times \times \times \times \times$	$\pm \times \times \times \times \times$
---	---	--

(注) 1 「資金運用基準」、「払戻準備金基準」及び「余裕金運用基準」は、信用事業を行う組合のみ記載すること。

2 「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第7条第1項に規定する再評価差額(同法第8条の規定により再評価差額金を取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額)に相当する金額とする。

3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載するものとする。

(2) 貸倒引当金の状況

(単位：千円)

	前期末残高	取崩額	繰入額	当期純繰入額	当期末残高
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 期中において一般・個別貸倒引当金の取崩しを行った場合にはその額について注記すること。
- 2 当期純繰入額が、戻入となる場合には△表示すること。
- 3 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額については、欄外に次のとおり記載すること。

「一般貸倒引当金」取崩額 無税 千円  
有税 千円

「個別貸倒引当金」(1) 目的取崩額 無税 千円  
有税 千円  
(2) 目的外取崩額 無税 千円  
有税 千円

(注) 目的取崩額とは、直接償却した場合の取崩額をいい、目的外取崩額とは、洗い替えによる取崩額をいう。

[附表2] 地区内漁業の概況

- (1) 組合又は組合員が免許を受けている漁業権の種類及び内容
- (2) 組合員の所有する漁船の漁業種類別、トン数階層別隻数
- (3) 漁業種類別経営体数
- (4) 地区内の漁業種類別水揚数量及び水揚金額

(記載上の注意)

(1)～(4)の表示形式は特に問わないので、地区内漁業の実態に合わせて組合員に分かりやすく記載すること。